

# 業 務 委 託 仕 様 書

## 1 業務の名称

人権啓発紙芝居等事業委託業務

## 2 目的

紙芝居等事業を通して、子どもの豊かな心をはぐくみ、命の大切さや思いやりの心を養うことを目的とする。

## 3 契約期間

契約日～令和9年3月31日

## 4 業務の内容

### (1) 対象・実施場所

#### ア. 対象

町内の認定こども園・保育園・幼稚園の園児（原則3歳以上）

#### イ. 実施場所

町内の認定こども園・保育園・幼稚園（計13か所）のうち、町の調査により実施を希望する園

### (2) 実施時期等

#### ア. 実施時期・回数

概ね令和8年9月から12月の間に各園1回実施することとし、詳細日時は受託者において実施園と別途協議する。決定した日程について、人権推進室に連絡すること。

#### イ. 実施時間

実施時間は、概ね午前10時から11時までの1時間とし、進め方については各園と協議の上決定すること。

### (3) 紙芝居等の選定

実施する紙芝居又は絵本は、人権推進に関わる内容のものを自ら選定し、人権推進室と協議の上、決定すること。

(4) 府中町人権擁護委員との共催

人権啓発紙芝居等事業の実施に当たっては、府中町人権擁護委員と調整し、できる限り共催とすること。

(5) 実施当日の進行等

事業の実施に関する準備及び紙芝居等実施当日の準備、進行、片付け等は、全て受託者で行うこと。

(4) 実績報告等

事業実施後速やかに、事業内容の実績報告書及び完成通知書を提出すること。

## 5 応募資格

次の要件をすべて有する団体とする。

- ① 2人以上の団体であること。
- ② 団体設置規約等を定めていること。
- ③ 町の事業等で紙芝居や絵本読み聞かせの実績を有すること。

## 6 委託料

- (1) 委託料の支払いは、概算払いとし、その経費の金額確定後5日以内に、概算払精算調書に必要書類を添えて提出すること。
- (2) 委託料は、紙芝居等の実演料及び事業に必要な消耗品に係る経費とする。

## 7 その他

仕様書に記載のないことについては、町と協議のうえ決定する。